

第10期柏市高齢者いきいきプラン21策定支援業務
委託仕様書（案）

1 件名

第10期柏市高齢者いきいきプラン21策定支援業務委託

2 目的

本業務委託は、老人福祉法第20条の8及び介護保険法第117条に基づく「第10期柏市高齢者いきいきプラン21（令和9年度から令和11年度）」の計画策定にかかる支援業務を委託するもの。

3 履行場所

柏市役所（柏市柏五丁目10番1号） 他

4 期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

5 業務の体制

受託者は本業務委託の遂行にあたっては、責任者及び主担当者を置き、柏市の指示に迅速に対応できる業務体制を組むものとする。また、責任者は、高齢者福祉・障害者福祉・地域福祉などの福祉分野における計画策定業務に5年以上従事した経験を有する者とする。

受託者は、柏市が本業務の目的を達成することが困難であると認めた場合には、事前に柏市と協議のうえ担当者等の交代を行うことができるものとする。

6 業務内容

(1) 第10期計画策定のための基礎調査

ア 基礎調査の種類（案）及び見込件数

調査名称	対象見込数	回収見込率	実施方法
ケアマネジャー調査	400人	75%	郵送
介護サービス従事者調査	8,000人	10%	インターネット

介護サービス事業者調査	600事業所	75%	郵送
在宅介護実態調査	1,300人	60%	郵送

(ア) 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査（健康とくらしの調査）の実施については、本業務委託とは別で実施するため、本仕様書（案）6（1）に含まない。

(イ) 各調査の設問数は、第9期策定時に実施した調査と概ね同規模程度とする。

イ 調査予定時期

令和7年9月頃

ウ 調査票の作成

(ア) 郵送で実施する調査について

a 受託者は、柏市が提示する調査内容に基づき、設問の提案等を行うこと。

b 受託者は、柏市と協議の上、決定した調査内容に基づき、全体の体裁を整えた調査票を作成し、必要部数を印刷する。

(イ) インターネットで実施する調査について

a 受託者は、柏市が提示する調査内容に基づき、設問の提案等を行うこと。

b 受託者は、柏市と協議の上、決定した調査内容に基づき、全体の体裁を整えたインターネットによる回答様式を作成する。

c 受託者は、回答フォームの二次元バーコードを印字し、また、回答率を向上させるための工夫を凝らしたチラシを作成する。

エ 封筒の作成

(ア) 送付用の封筒は受託者が作成する。窓の有無は問わない。

(イ) 返信用封筒は受託者が作成する。封緘用のテープ、または、それに準じるものを付けたものとする。返信先は受託者とし、返信に要する郵便料も受託者の負担とする。

オ 調査票の発送

(ア) 宛名の印字，調査票及び返信用封筒等の封入封緘等，発送に伴う作業は受託者が行う。

(イ) 在宅介護実態調査の対象者分については，宛名を印字した宛名シールを柏市が用意し，受託者に提供する。なお，対象者1名につき，2枚の宛名シールを用意する。

(ウ) 受託者は封入封緘作業を終えた見本を柏市に納品する。

(エ) 柏市で見本確認後，受託者から調査対象に発送する。発送に要する郵便料は受託者の負担とする。

カ 回収した調査票の点検，データ入力，集計

(ア) 受託者は，回収した返信用封筒を直ちに開封・点検し，調査票ではないものが同封されていた場合には，柏市に連絡の上，郵送する。

(イ) 受託者は，回答内容の入力及び集計を行う。

(ウ) 集計については，前回の調査結果の記載や，柏市が指定するクロス集計を行うこと。

(エ) 調査票原本は作業終了後，柏市に返却すること。

(オ) ローデータや集計データについては，柏市側が分析や再集計など，再加工・利用できる状態に整理してExcelに入力し，成果物として納品すること。

キ 調査報告書の作成

(ア) 受託者は，調査結果の特徴，調査の目的及び前回の調査結果を踏まえた分析・考察を行う。

(イ) 調査報告書の考察内容について，回答結果の数値のみ記載したようなものは，成果物として認めない。

(2) 現状分析

ア 受託者は，柏市域，日常生活圏域別，中核市との比較等，柏市が指定する内容について，契約期間中において随時，現状分析を行う。

イ 受託者は，基礎調査の結果や，健康とくらしの調査の結果，柏市が提示するデータのほか，見える化システム，GIS等を活用し，柏市が指定する集計等を行う。

ウ 受託者は，現状分析をした内容について，グラフや表，図等を作成し，柏市に納品する。

(3) 第10期計画書の策定

ア 受託者は、国や千葉県 の 動向、他市の先進事例等について情報収集を行い、柏市に共有すること。

イ 受託者は、国の動向や社会背景、柏市の上位計画、柏市の第9期計画、現状分析等の内容を十分に理解した上で、第10期計画の提案・策定をすること。

ウ 受託者は、適宜イラストや図表を用いる等、全体の体裁を整えた計画書を策定すること。

エ 受託者は、パブリックコメント用の計画案、計画書の本冊及び概要版の作成、印刷をし、説明動画を作成すること。

オ 将来推計及び介護保険料の算定は、柏市が実施する。

(4) 柏市健康福祉審議会高齢者健康福祉専門分科会

ア 受託者は、柏市健康福祉審議会高齢者健康福祉専門分科会における逐語録及び公表用の議事録を作成すること。

イ 開催予定：令和7年度に3回、令和8年度に5回

7 成果物

成果物の管理は柏市が行い、成果物は全て柏市に帰属するものとする。受託者が成果物を公表しようとする場合は、あらかじめ柏市の承認を得なければならないものとする。ただし、受託者があらかじめ保有していた技術情報は除く。

また、成果物の引渡し場所は、柏市柏五丁目10番1号とする。

(1) 第10期計画策定のための基礎調査

納期：令和7年12月26日

ア 調査結果報告書

PDF形式 1部

WordまたはPowerPoint形式 1部

イ 集計結果

Excel形式 1部

(2) 第10期計画策定

ア 計画書(パブリックコメント用)

納期：令和8年11月頃。別途、柏市と協議の上、決定。

(ア) 電子媒体

PDF形式 1部

- WordまたはPowerPoint形式 1部
- (イ) 紙媒体(4色刷 A4判)
40部, 100ページ程度
- イ 計画書(本冊)
納期: 令和9年3月31日
- (ア) 電子媒体
PDF形式 1部
WordまたはPowerPoint形式 1部
- (イ) 紙媒体(4色刷 A4判)
600部, 100ページ程度
- ウ 計画書(概要版)
納期: 令和9年3月31日
- (ア) 電子媒体
PDF形式 1部
WordまたはPowerPoint形式 1部
- (イ) 紙媒体(4色刷 A4判)
2,000部, 16ページ程度
- エ その他関係資料一式
- (3) 柏市健康福祉審議会高齢者健康福祉専門分科会の逐語録及び
公表用の議事録
納期: 各分科会后15営業日以内
Word形式 各1部
- (4) 説明動画(パブリックコメント用)
納期: 令和8年11月頃。別途, 柏市と協議の上, 決定。
- 8 秘密の保守
本業務を履行する上で知り得た業務上の秘密を第三者に漏えい, 又は他の目的に使用してはならない。この業務が完了した後も, 同様とする
- 9 瑕疵担保責任
業務終了後, 業務に合わないことがわかった場合においては, 所定の業務概要を満たすよう, 修正, 補正及びその他必要な措置を受託者の負担で行うものとする。
- 10 損害賠償

本仕様書および契約書に定める事項に違反した場合は、柏市はこの業務契約を解除できるものとし、受託者は柏市に生じた損害を賠償することとする。賠償額の算定、賠償方法等については、柏市と協議して別に定めるものとする。

1 1 留意事項全般

- (1) 成果物を使用する権利は柏市に帰属し、これを無断で加工、複製等の使用をしてはならない。
- (2) 業務に必要な機器、媒体、事務用品等については、受託者の負担とする。
- (3) 本業務を履行するにあたり、善良なる管理者の注意義務をもって維持・管理するものとする。
- (4) 契約書は、柏市の業務委託契約書（その1）を使用する。

https://www.city.kashiwa.lg.jp/keiyaku/jigyosha/tender_contract/nyusatsujoho/yoshiki/yoshiki.html#a5keiyakusho

- (5) 本仕様にない事項または本仕様疑義が生じた場合には、柏市と受託者で協議して解決する。

1 2 契約の種別

総価契約

1 3 支払回数

2回

※令和7年度分、令和8年度分としてそれぞれ履行後に請求書の提出があつてから支払うものとする。

1 4 担当者名及び連絡先

柏市柏五丁目10番1号

柏市役所健康医療部高齢者支援課

計画調整担当 石川

電話 04-7167-1111（内線2444）

アドレス kourei@city.kashiwa.chiba.jp